

青の煌めきあおもり国スポ六戸町企業協賛取扱要項

1 趣旨

この要項は、六戸町で開催される第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」(以下「国スポ」という。)における企業協賛の取扱いに関し、必要な事項を定める。

2 協賛の内容

- (1) 協賛の内容は、原則として大会の広報啓発や歓迎装飾に係る物品その他大会の運営に係る用具等(以下「協賛物品等」という。)の受入れによるものとする。
- (2) 協賛者が資金による協賛を申し入れたときは、その資金を大会の広報啓発、歓迎装飾および大会運営に要する諸物品等に充てるものとする。

3 協賛の実施方法

- (1) 協賛の受入れは、青の煌めきあおもり国スポ六戸町実行委員会(以下「実行委員会」という。)で行う。
- (2) 協賛方法は、提供または貸与とする。
- (3) 協賛の申込みは、協賛申込書(様式第1号)により行う。
- (4) 協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書(様式第2号)を協賛者に交付する。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等に要する費用は、原則として協賛者の負担とする。

4 協賛として受け入れないもの

- (1) 国スポの趣旨に反するもの。
- (2) 公の秩序、良俗を乱す恐れがあると認められるもの。
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼす恐れがあると認められるもの。
- (4) 政治活動、宗教活動等に関するものであると認められるもの。
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的のものであると認められるもの。
- (6) 暴力団等の反社会勢力又は反社会的勢力と関係を有する組織の利益になると認められるもの。
- (7) その他実行委員会が適当でないと認めるもの。

5 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ、協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示することが不適当な場合は、その他の方法により表示するものとする。
- (2) 前号の規定により表示をする場合は、表示方法について事前に実行委員会と協議し、実行委員会の承認を得て行うものとする。
- (3) 競技会会期中における競技会場内での協賛企業名、団体名等の表示は、(公財)日本スポーツ協会又は青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会(青森県実行委員会)と協賛契約を締結している JAPAN GAMES パートナーのみとする。

6 謝意の表明

- (1) 協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して感謝状等を贈呈することができる。
- (2) 謝意を表明する基準については、別表第1のとおりとする。
- (3) 協賛物品等の提供を受けたときは、必要に応じて実行委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。
- (4) 協賛者名を掲載する基準については、別表第2のとおりとする。

7 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、大会終了までとする。

8 その他

- (1) 協賛物品等については、市価に金額換算して対応する。金額等の換算が困難である協賛内容については、別途協議して対応する。
- (2) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。
- (3) 同一者から複数回にわたり協賛すると申し出があった場合は、累積評価額により謝意を表すこととする。また、贈呈式については、原則として1回限りの実施とする。
- (4) 愛称・スローガンの使用については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動に限り、以下のフレーズを無償で使用できる。この場合において、協賛者は、事前に実行委員会から内容の確認を受けるものとする。
 - ・〇〇社は、青の煌めきあおもり国スポ六戸町開催を応援しています。
 - ・〇〇社は、青の煌めきあおもり国スポ六戸町開催の協賛企業です。
 - ・〇〇社は、青の煌めきあおもり国スポ六戸町開催軟式野球競技会を応援しています。

・〇〇社は、青の煌めきあおもり国スポーツ六戸町開催軟式野球競技会の協賛企業です。

(5) この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和7年9月25日から施行する。

別表第1

協賛者	評価額	感謝状等	対応方法	対応者
企業・団体・個人	50万円以上	感謝状	贈呈式	会長
	50万円未満 10万円以上		持参	副会長
	10万円未満	礼状	郵送	事務局

別表第2

協賛者	評価額	ホームページ等	協賛物品
企業・団体・個人	10万円以上	協賛者名、写真(画像)等	掲載可能物品に全て 協賛者名掲載
	10万円未満	協賛者名	